消費生活 サポーター通信

令和７年度第11号

今月のテーマ

「失業保険の給付額を増やせる」に注意！

事例

・退職に関する情報をインターネットで検索していると、「失業保険の受取額が最大で200万円になる」というサイトを見つけた

・サイトに登録し、Webで説明を受けたところ、「サポートを受けるための費用が30万円、一括前払い」と言われたが、このような業者に依頼して大丈夫だろうか

アドバイス

○失業保険は個々の条件で給付額・期間が決定されますので、「200万受け取れる」などの断定的な給付金額の広告を信用してはいけません

○事例のような業者に申し込みをすると、キャンセルの際多額のキャンセル料を請求されることがあります

○失業保険等の申請手続きを代行できるのは、社会保険労務士又は弁護士です

○これら以外の者が虚偽の内容で申請し、不正受給が発覚すると、受給金額以上の返金を求められ、さらに詐欺罪などの刑事罰に問われる可能性がありますので、誘いには絶対に乗らないようにしましょう

◆ご相談は…

消費者ホットライン　局番なし　☎188（いやや）

（お近くの消費生活センターにつながります）

公式LINE登録してね

友達登録方法

・右のQRコードを読み込む

または

・LINEの「友だち追加」から「@638mbqrp」をID検索する

青森県消費生活センターマスコットキャラクター テルミちゃん（TeMo）

令和８年２月発行

青森県消費生活センター　☎017-722-3343（平日9時～17時30分　土・日・祝日10時～16時　※年末年始休）